

しがのふるさと支え合いプロジェクト補助金交付要綱

制定 平成 30 年(2018 年) 4 月 2 日付滋農振第 128 号
最終改正 令和 5 年(2023 年) 4 月 3 日付滋地資第 42 号
滋賀県農政水産部長通知

(趣 旨)

第 1 条 知事は、多様な住民や活動主体との協働活動による持続可能な農村づくりへの取組を支援し、農村協働力の向上を通じた農村の活性化や多面的機能の発揮を図るため、しがのふるさと支え合いプロジェクトにより実施される中山間ふるさと農村支え合い事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和 48 年滋賀県規則第 9 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象、事業実施主体、交付額、対象地域等)

第 2 条 本要綱の対象事業、補助対象となる経費、事業実施主体、交付額は、別表 1，2 に掲げるとおりとする。

2 事業の対象地域は次のアからケのいずれかに該当する地域とする。

- ア 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 4 項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- イ 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村
- ウ 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- エ 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- オ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯
- カ 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 135 号）第 3 条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が 15 度以上の地域（水田地帯を除く。）
- キ 「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成 13 年 11 月 30 日付け 13 統計第 956 号）において、中間農業地域又は山間農業地域に分類される地域
- ク 棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域
- ケ 中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 1 の(9)の規定に基づき指定された滋賀県特認基準を満たす地域および生産条件が不利な地域の農用地（農地又は採草放牧地をいう）で一団の農用地（中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 74 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 に準じる）全

体に占める主傾斜 1/100 以上の農用地の割合が概ね 25%以上などの地域で知事が必要と認める地域

(交付申請書の添付書類等)

第 3 条 規則第 3 条に規定する補助金交付申請書は、別記様式第 1 号のとおりとし、事業計画書および収支予算書（別記様式第 2 号）、補助金使途明細書（別記様式 3-1 号）、誓約書（別記様式第 3-2 号）を添付のうえ、知事が定める日までに提出するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書の提出に当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において補助金に係る仕入れに係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 中山間ふるさと農村支え合い事業【協働活動支援】実施主体は、協働活動を行う活動組織と事業計画に基づいて初年度に協定を締結し、締結日から 3 年以上活動を行うこととする。なお、中山間ふるさと農村支え合い事業【協働活動支援】の補助金の交付は協定締結初年度、中山間ふるさと農村支え合い事業【計画策定支援・実践集落等支援】の補助金の交付は事業初年度のみとする。

(交付条件)

第 4 条 規則第 5 条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の使途は、補助金交付申請書に添付した事業計画書および収支予算書のとおりとする。
- (2) 規則およびこの要綱の規定、その他交付決定の際に付けた条件を遵守すること。

(申請の取下げ)

第 5 条 規則第 7 条第 1 項に定める申請の取下げをする期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して 7 日を経過した日までとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(変更の承認)

第 6 条 規則第 6 条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容につき別表に定める重要な変更（補助事業の中止もしくは廃止を含む。）をしようとするときは事業計画変更承認申請書（別記様式第 4 号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(状況報告等)

第 7 条 規則第 10 条の規定による報告は、知事が必要に応じて、事業遂行状況報告書（別

記様式第5-1号)により、補助事業の実施状況の報告を求めることができるものとし、その提出期限は別に定める。

- 2 中山間ふるさと農村支え合い事業【協働活動支援】を行う補助事業者は、協定締結日から1年、2年および3年の経過日時から15日を経過した日までに活動報告書(別記様式第5-2号)を提出すること。

(実績報告書の添付書類等)

第8条 規則第12条に規定する実績報告をしようとする補助事業者は実績報告書(別記様式第6-1号)によるものとし、その添付書類は次のとおりとする。

(1) 事業実績書および収支精算書(別記様式6-2号)

(2) 事業実施結果報告書(別記様式第7-1号)

- 2 第3条第2項ただし書きにより交付の申請をした者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 中山間ふるさと農村支え合い事業【協働活動支援】における実績報告の提出期日は補助金の交付の決定のあった年度の末日までとする。
- 4 中山間ふるさと農村支え合い事業【計画策定支援・実践集落等支援】における実績報告書の提出期日は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日または補助金の交付の決定のあった年度の末日のいずれか早い日とする。

(交付決定の取消し)

第9条 知事は、中山間ふるさと農村支え合い事業【協働活動支援】を行う補助事業者が事業初年度に協定締結をしなかった場合は、規則第16条に基づき交付決定を取り消すことができる。

(補助金の返還等)

第10条 中山間ふるさと農村支え合い事業【協働活動支援】を行なった補助事業者が協定締結日から3年未満の間に協定締結を解除した場合や、協定に基づく活動を実施しなかった場合は、規則第16条に定めるものの他、規則第17条および規則第18条により補助金全額を返還しなければならない。ただし、協働活動を行う活動主体より協定締結解除の申出があった場合は知事の指示に従うこと。

- 2 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合(消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む)には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書(別紙様式第8号)を知事に提出しなければならない。
なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(交付の請求)

第11条 知事は、規則第13条の規定により補助事業者に対して確定した補助金の額を通知し、補助金を交付するものとする。

- 2 補助事業者は、規則第15条に規定する概算払いを請求する場合は、概算払い請求書

(別記様式第9号)によるものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第12条 補助事業者は、第3条の規定に基づく交付の申請、第5条の規定に基づく申請の取下げ、第6条の規定に基づく計画変更の申請、第7条の規定に基づく状況報告、活動報告、第8条の規定に基づく実績報告、第10条の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第11条の規定に基づく概算払請求については、滋賀県インターネット利用による行政手続き等に関する条例(平成16年度滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(書類の保存)

第13条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入および支出についての証拠書類を整理し、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(標準処理期間)

第14条 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請をした日から起算して60日以内に行うものとする。

(書類の経由等)

第15条 補助事業者は規則およびこの要綱の規定により知事に提出する書類は活動対象地域を所管する農業農村振興事務所に提出するものとする。

2 この要綱に定める書類の提出部数は、それぞれ1部とする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

付 則

1 この要綱は平成30年4月2日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

2 この要綱は平成31年4月26日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

3 この要綱は令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

4 この要綱は令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

5 この要綱は令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金に適用する。

6 この要綱は令和5年4月3日から施行し、令和5年度分の補助金に適用する。

別表1（補助金交付要綱第2条関係）
中山間ふるさと農村支え合い事業

事業細目	事業内容	事業実施主体	交付額	重要な変更
(1)協働活動支援 （企業・大学・NPO 法人等による協働活動支援）	農村集落等と協働し、地域農業や多面的機能の維持・活性化を図る活動や地域資源の活用、住民交流活動など農村の活性化を促進する効果のある取組	・企業や大学、NPO 法人または準ずる団体 ・上記のほか、知事が認める団体	事業内容の欄に掲げる活動に要する費用 ただし、10 万円を限度とする	補助金の増または 30%を超える減
(2)-①計画策定支援 （農村の活性化に向けた計画策定支援）	農村集落等において、地域コミュニティの維持や活性化を図る活動や地域資源の活用等について、話し合いや先進地視察、ワークショップ等により活性化計画を策定するための取組	・自治会等 ・地域住民等で組織する地域協議会 ・土地改良区、自治会等で構成する地域活動団体 ・上記のほか、知事が認める団体（ただし、計画策定支援は「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」または「中山間地域等直接支払制度」に取り組む組織を除く）	事業内容の欄に掲げる活動に要する費用 ただし、15 万円を限度とする	補助金の増または 30%を超える減
(2)-②実践集落等支援 （農村の活性化に向けた実践支援）	農村集落等において、計画に基づく活性化に向けた活動または企業や大学等多様な主体と協働・連携を図り、地域資源の活用や活性化を促進する効果のある取組		事業内容の欄に掲げる活動に要する費用 ただし、20 万円を限度とする	補助金の増または 30%を超える減

別表 2 (補助金交付要綱第 2 条関係)

交付対象活動に要する経費区分表

経費区分	内 容
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会等に外部から講師として専門家等を招く際の交通費 ・ 先進地研修等にかかる交通費 【鉄道・バス運賃（食費、手当、日当は含まない）】 ・ 協働活動を行うために要する交通費
報償費	研修等に外部から講師として専門家等を招く際の謝金
委託費	業者、研究機関等への委託に要する費用（活動団体で実施困難な場合）
需用費	主に消耗される物品の購入等に要する費用 消耗品費、自動車等の燃料費、印刷製本費等
役務費	主に、サービスの提供を受ける際に要する費用 【通信運搬費、活動参加者の保険料、手数料、広告料等】
使用料および賃借料	車両、会場、機器材等の使用貸借に要する費用 【レンタカー代、調査機材等のリース料金】 一時的に必要となる仮設用地の借地料等
備品購入費	単価 3 万円以上の物品や機器の購入に要する費用 【調査や整備に必要な道具、書籍等】
賃金	本事業に係る事務等に従事する日々雇用者に対する費用
資材購入費	活動を実施する上で必要な資材の購入に要する費用
負担金	活動を実施する上で必要となる講習会の受講等に要する費用

※以下の経費は、補助対象外とする。

- ・ 団体関係者、活動参加者、講師等の飲食にかかる費用
(活動の一環として実施する炊き出しの材料や、活動時の水分補給のための飲料費は除く)
- ・ 活動の全部または大部分を他の団体等に請け負わせて実施する活動
- ・ 啓発、広報のみの活動
- ・ 当該活動以外にも使用できる事務機器の購入費